

長門地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（第8回） （書面開催）

【委員】

長門市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県長門土木建築事務所長

【議事】

○ 規約・流域治水部会設置要綱の改正

→下関地方気象台を流域治水部会の部会員に追加する。

○ 取組の進捗状況

→「長門地域の減災に係る取組方針」（以下、「地域の取組方針」）に基づいて各機関が連携して実施する具体的な取組について、これまでの成果や進捗状況を確認・共有する。

○ 「地域の取組方針」の見直し

→現行の「地域の取組方針」を策定後、概ね5年が経過したことから、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、次期「地域の取組方針」への見直しを行い、引き続き、各機関が連携して減災に係る取組を推進する。

例) 洪水浸水想定区域図等の作成の推進

水防法の改正により、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域図・ハザードマップの作成対象が中小河川等に拡大されたことから、全ての県管理河川において浸水想定区域図等の作成を推進し、水害リスク情報の空白域の解消を図る

○ 流域治水の取組

→「流域治水プロジェクト」のフォローアップ（時点更新など）を行い、引き続き、流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を計画的に推進する。

【意見】

- ・減災対策協議会の各種取組事項について、了承する。（長門市長、下関地方気象台長、山口県総務部理事、山口県長門土木建築事務所長）